

## 追加防水検査の取扱開始およびその他の改定について(ご案内)

株式会社ハウスジーン

住宅瑕疵担保責任保険および住宅瑕疵担保責任(任意)保険において、追加防水検査の取扱いを開始します。その概要、その他今般実施の商品改定についてご案内します。

### 1. 追加防水検査

階数3以下の住宅について、従来の2回の現場検査に加え、雨水の浸入を防止する部分に対して行う追加の現場検査(以下「追加防水検査」といいます)を行います。取扱いの概要は以下のとおりです。

#### (1) 対象保険

住宅瑕疵担保責任保険、住宅瑕疵担保責任(任意)保険。

#### (2) 保険料の新設

追加防水検査を実施した住宅向けの保険料の割引きを新設します。

#### (3) 検査の実施時期

追加防水検査の実施時期は、住宅の構造と外壁の仕様に応じてそれぞれ下表のとおりです。

構造区分	外壁仕様と検査の実施時期
木造	a. サインディング、モルタルの場合 外壁開口部周囲に施工した防水紙および防水テープが仕上げ材またはラスによって見えなくなるまでの間 b. ALCパネルの場合 外壁開口部周囲に施工したシーリングが防水塗膜によって見えなくなるまでの間
RC造、SRC造	a. タイル貼りの場合 全てのシーリング工事が終了し、足場の解体が開始されるまでの間 b. 塗装の場合 シーリングが防水塗膜によって見えなくなるまでの間
S造	a. サインディング、モルタルの場合 外壁開口部周囲に施工した防水紙および防水テープが仕上げによって見えなくなるまでの間 b. ALCパネルの場合 外壁開口部周囲に施工したシーリングが防水塗膜によって見えなくなるまでの間

#### (4) 取扱開始日

2014年4月1日からお申し込みいただけます。

### 2. 保険料等の改定(共通)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年第68号)」に基づき、消費税率が2014年4月1日から8%に引き上げられることに伴い、保険料および現

場検査料(以下「保険料等」といいます)を改定します。

改定後の保険料等については、順次各種専用ページに掲載します。

(1) 保険料

2014年4月1日付けで、改定後の新税率を踏まえた料金改定を行います。

(2) 現場検査料

2014年2月1日付けで、改定後の新税率を踏まえた料金改定を行い、2014年4月1日以降に最終検査に適合した申込みに対して適用します。

3. その他の改定事項

(1) 対象住宅の変更

次の保険商品の対象住宅を変更します。

① 住宅瑕疵担保責任(任意)保険

改定前	改定後
新築工事の完了日から2年以内であって、人の居住の用に供したことのない住宅 <sup>※</sup>	人の居住の用に供したことのない次の住宅 <sup>※</sup> a. 新築工事の完了日から2年以内の戸建住宅 <b>b. 新築工事の完了日から3年以内の共同住宅の住戸</b>

※ 住宅瑕疵担保責任保険の対象となる住宅を除きます。

② 既存住宅かし保険(既存住宅かし保険(個人間売買)、既存住宅かし保険(個人間戸単位売買)、既存住宅かし保険(宅建業者販売)、既存住宅かし保険(宅建業者戸単位販売)、引渡後リフォーム型既存住宅かし保険(個人間売買)および引渡後リフォーム型既存住宅かし保険(個人間戸単位売買))

改定前	改定後
a. 既に人の居住の用に供した住宅 <sup>※</sup> b. 人の居住の用に供したことのない住宅のうち、新築工事の完了日から <b>2年</b> を超過したもの <sup>※</sup>	a. 既に人の居住の用に供した住宅 b. 人の居住の用に供したことのない住宅のうち、新築工事の完了日から <b>1年</b> を超過したもの <sup>※</sup>

※ 住宅瑕疵担保責任保険の対象となる住宅を除きます。

(注) 新築工事完了後1年超2年未満の住宅の取扱い

新築工事完了後1年超で売買契約未締結の住宅については、住宅瑕疵担保責任(任意)保険のほか、既存住宅かし保険でもお申し込みいただけます。

(2) 利用できる現場検査の追加

住宅瑕疵担保責任保険および住宅瑕疵担保責任(任意)保険の保険契約申込手続きにおいて、現場検査に代えることのできる検査に、当社が行った保険法人検査<sup>※</sup>を追加します。

※ 保険法人検査実施確認書を発行している場合に限りです。

(3) 取扱開始日

2014年1月31日から取扱いを開始します。

4. お問い合わせ先

ハウスメン 受付センター 03-5408-8486